

国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある人へ 国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

追納に関する注意事項

① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。（例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります）

② 老齢基礎年金を受給されている人は、追納できません。

③ 追納は免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。

④ 追納するためには、申し込みが必要です。

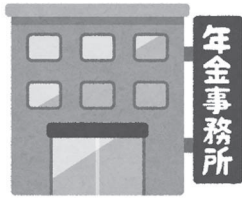
「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。（郵送による提出も可能です）

【問合せ先】

日本年金機構 鳥取年金事務所

☎ 0857-2718311

税務住民課 ☎ 75-4118



農業委員会からお知らせ

賃借料情報

平成21年12月15日に施行された改正農地法により、標準小作料制度が廃止されましたので、改正農地法第52条の規定に基づき農地の賃借料情報の提供を行います。平成30年1月から12月までに締結（公告）された智頭町内の賃借料水準（10a当たり/年）は、以下のとおりです。

地目	区域	賃借地帯区分	賃借料				使用貸借(賃借料無)
			平均額	最高額	最低額	データ数	データ数
田	A	市瀬・下中島・湯屋・下町・中町・上市場・河原町・奈留・久志谷・篠坂・早瀬・野原・木原・横田・山田・十日市・大坪・岩神・坂原・中田・新見	9,400円	13,000円	6,294円	8件	31件
	B	A・C区域を除く区域	8,600円	10,000円	7,400円	7件	
	C	板井原・芦津・八河谷・新田・駒帰		データなし		0件	
畑		全 域		データなし		0件	0件

※1 データ数は、集計に用いた件数です。 ※2 物納（20件）は、集計から除外しています。

※3 平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

問合せ先 智頭町農業委員会 ☎ 75-4121